

兵庫労働局発表
平成20年9月22日

担 当	兵庫労働局労働基準部賃金課	
	課長	杉田希史男
	主任賃金指導官	赤松 浩二
	電話	078 - 367 - 9154

兵庫県最低賃金 712円に 15円の引上げ

平成20年10月22日発効を決定

兵庫労働局長（八田雅弘^{はつたまさひろ}）は、平成20年8月25日に、兵庫地方最低賃金審議会（会長 鳥邊晋司^{とりべしんじ}。以下「審議会」という。）から、兵庫県最低賃金を15円引き上げ、時間額712円とする答申を受けた。

その後、異議申出にかかる審議を経て、兵庫労働局長は、本日下午記のとおり、兵庫県最低賃金を改正することを決定した。兵庫県最低賃金は、県内のすべての事業所で働く労働者に適用される。

兵庫県最低賃金改正	
兵庫県最低賃金	時間額 712円
引上げ額	15円
効力発生の日	平成20年10月22日

1 兵庫県最低賃金の決定

- (1) 審議会の答申に対し、異議申出期間の9月9日までに、2件の異議申出があった。
- (2) 9月11日上記の異議申出について審議会を開催し、審議した結果、答申とおり決定することが適当という結論に達した。
- (3) 以上の審議を踏まえ、兵庫労働局長は本日改正決定の官報公示を行った。

<添付文書>

最低賃金の決定に関する公示（兵庫労働局賃金公示第1号）

<リンク> [兵庫県最低賃金について](#) [兵庫県最低賃金が改正されます](#)

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成20年9月22日

兵庫労働局長 八田 雅弘

第4号中「1時間697円」を「1時間712円」に改める。